

(証券コード 1739)
平成29年 9 月 7 日

株 主 各 位

京都府京都市山科区柳辻中在家町 8 番地 1
(登記上の本店所在地)

シード平和株式会社
代表取締役 小 池 信 三

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年 9 月21日（木曜日）午後 6 時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年 9 月22日（金曜日）午後 1 時
2. 場 所 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目 1 番 3 号
ソーラ新大阪21 20階 会議室

会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

3. 目 的 事 項

報 告 事 項 第24期（平成28年 7 月 1 日から平成29年 6 月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金処分の件
- 第 2 号議案 取締役 7 名選任の件
- 第 3 号議案 監査役 3 名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.seedheiwa.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.seedheiwa.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成28年7月1日から)
(平成29年6月30日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費の伸び悩みはあったものの、政府の経済政策や日銀による大規模な金融緩和を背景に、企業収益や雇用・所得環境の改善がみられ、緩やかな回復基調が続いてまいりました。しかしながら、中国をはじめとするアジア新興国や資源国の景気の減速懸念、米国新政権の今後の政策内容、英国のEU離脱の影響など世界経済の不確実性の高まりから、依然として先行き不透明な状況が続いており、わが国の景気を下押しするリスクには留意が必要な状況であります。

当社の主要事業である建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移し、民間設備投資は企業収益の改善等を背景に好調を維持するなど、受注環境は良好な状況となっております。しかしながら、技術労働者不足や建設資材価格の高止まりなど、依然として厳しい経営環境が続くものと思われます。

また、住宅業界におきましては、雇用や所得環境の改善に加え、住宅取得優遇税制や低金利の住宅ローンの継続が、購買者の実需を支えている状況となっております。

このような状況の中、当社は、中期経営計画の基本方針である「売上200億円企業のビジネスモデルの確立」及び、「建築請負受注高100億円」の目標に基づき、一般建築請負においては大阪市を中心に、京都府及び滋賀県などにおける営業活動に積極的に取り組み、大手デベロッパーとの関係の強化を図りました。その結果、年間建築請負受注高100億円の目標を達成しました。

ワンルームマンション、ファミリーマンションの建設と販売については、自社でマンション用地を取得し、一般建築請負で培った経験を最大限に活かして、マンションを建設し、顧客に対し販売しております。

ワンルームマンションについては、主にワンルーム販売業者に対して1棟売りによる専有卸を行うことを目的に土地を取得し、販売業者へ企画・開発を提案し、販売業者の建物仕様にて建設を行い、引渡しをしております。当事業年度におきましては、用地取得、販売業者への営業活動、建設、引渡し及び次期以降の在庫の確保がそれぞれが好調に進捗しました。

ファミリーマンションについては、大阪市、神戸市、京都市において、当社として初の自社分譲ファミリーマンションブランド「ラウロ」シリーズ3棟合計173戸が同時期に完成し、個人顧客へ販売しました。

戸建分譲事業においては、供給棟数拡大のため、阪神間・北摂エリアを中心に積極的に用地仕入れを行い、また、当社の属するメルディアグループの「同じ家は、つくらない。」というコーポレートメッセージのもと、地域ごとのお客様のニーズを十分に認識し、他社との差別化を図るべく、企画力・デザイン力を高め、より高付加価値を提供できる家づくりに邁進しました。その結果、関西地区において個人顧客及び販売協力会社の間で認知度が向上し、前期比で戸建分譲住宅の販売件数が大幅に増加しました。

中期経営計画における重要課題事項である、「ホテル事業への参入」に関して、平成29年2月に京都市中京区において「メルディアホテル京都二条」を開業し、新たな収益源として高い稼働率で運営を開始しております。また同じく重要課題事項である「知名度、ブランド力向上のためのPR・IR活動」として、関西地区においてテレビCMを開始し、知名度・ブランド力の向上に努めました。

これらの結果、当事業年度における売上高14,501,957千円（前期比42.3%増）、営業利益は1,137,631千円（同41.2%増）、経常利益は1,036,498千円（同46.5%増）、当期純利益は721,012千円（同24.7%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（建設事業）

建設事業につきましては、一般建築請負において、「建築請負受注高100億円」の目標に基づき、大阪市を中心に、京都府及び滋賀県などにおける営業活動に積極的に取り組み、大手デベロッパーとの関係の強化を図った結果、年間建築請負受注高100億円の目標を達成しました。なお、当事業年度末の建設請負受注残高は9,720,439千円となり、前期比で169.5%増加しております。

当事業年度におきましては、中期経営計画の重要課題事項である「本格的な分譲マンション事業の確立」に基づき、不動産事業へ経営資源を重点的に投下しました。そのため、前期比で売上高、利益額が減少の計画でありましたが、原価管理及び施工管理の徹底とさらなるコストダウンに努め、利益率は前期比で向上しました。

その結果、売上高4,194,885千円（前期比22.1%減）、セグメント利益383,859千円（同18.8%減）となりました。

(不動産事業)

不動産事業につきましては、主に自社でマンション用地を取得し、一般建築請負で培った経験を最大限に活かして、マンションを建設し、顧客に対し販売しております。ワンルームマンションについては、主にワンルーム販売業者に対して1棟売りによる専有卸を行うことを目的に土地を取得し、販売業者へ企画・開発を提案し、販売業者の建物仕様にて建設を行い、引渡しをしております。当事業年度のおきましては、用地取得、販売業者への営業活動、建設、引渡し及び次期以降の在庫の確保がそれぞれが好調に進捗し、ワンルームマンション5棟199戸（前期3棟86戸）の引渡しを行いました。また、ファミリーマンションについては、大阪市、神戸市、京都市において、当社として初の自社分譲ファミリーマンションブランド「ラウロ」シリーズ3棟合計173戸が同時期に完成し、個人顧客へ3棟108戸（同実績なし）の引渡しを行っております。

また、その他に、短期保有目的の不動産の販売を6件（同2件）、土地売りを2件（同1件）行ったほか、その他附帯事業として不動産販売の仲介等を行いました。その結果、売上高5,959,033千円（前期比223.0%増）、セグメント利益586,257千円（同214.1%増）となりました。

(不動産賃貸管理事業)

不動産賃貸管理事業につきましては、一部借上げ物件及び管理物件の減少があったほか、所有物件をホテルへ改装したことなどにより稼働率が低下しましたが、安定的な収益確保のため、入居者誘致を積極的に行い、稼働率向上に向けて営業活動を行ってまいりました。また、平成29年2月にメルディアホテル京都二条をオープンし、高い稼働率で運営しております。その結果、売上高631,629千円（前期比7.0%減）、セグメント利益116,827千円（同16.7%減）となりました。

(戸建分譲事業)

戸建分譲事業につきましては、供給棟数拡大のため、阪神間・北摂エリアを中心に積極的に用地取得を行い、また、当社の属するメルディアグループの「同じ家は、つくらない。」というコーポレートメッセージのもと、地域ごとのお客様のニーズを十分に認識し、他社との差別化を図るべく、企画力・デザイン力を高め、より高付加価値を提供できる家づくりに邁進しました。このような活動により、関西地区において個人顧客及び販売協力会社の間で認知度が向上し、前期比で戸建分譲住宅の販売件数が大幅に増加し、戸建分譲住宅販売件数が92件（前期56件）、アパート販売件数が7件（同2件）、土地売り件数が6件（同7件）となりました。その結果、売上高3,716,410千円（前期比63.0%増）、セグメント利益384,506千円（同38.3%増）となりました。

なお、当社は、平成29年8月10日開催の取締役会において、報告セグメントの変更を決議しております。変更後のセグメントのうち、従来と変更のない不動産賃貸管理事業及び戸建分譲事業以外のセグメントの業績は次のとおりであります。また、前期比は、前期を変更後のセグメントに組み替えて計算しております。

(総合建設事業)

総合建設事業につきましては、一般建築請負において、「建築請負受注高100億円」の目標に基づき、大阪市を中心に、京都府及び滋賀県などにおける営業活動に積極的に取り組み、大手デベロッパーとの関係の強化を図った結果、年間建築請負受注高100億円の目標を達成しました。なお、当事業年度末の建設請負受注残高は9,720,439千円となり、前期比で169.5%増加しております。

ワンルームマンション、ファミリーマンションの建設と販売について、主に自社でマンション用地を取得し、一般建築請負で培った経験を最大限に活かして、マンションを建設し、顧客に対し販売しております。ワンルームマンションについては、主にワンルーム販売業者に対して1棟売りによる専有卸を行うことを目的に土地を取得し、販売業者へ企画・開発を提案し、販売業者の建物仕様にて建設を行い、引渡しをしております。当事業年度におきましては、用地取得、販売業者への営業活動、建設、引渡し及び次期以降の在庫の確保がそれぞれが好調に進捗し、ワンルームマンション5棟199戸（前期3棟86戸）の引渡しを行いました。また、ファミリーマンションについては、大阪市、神戸市、京都市において、当社として初の自社分譲ファミリーマンションブランド「ラウロ」シリーズ3棟合計173戸が同時期に完成し、個人顧客へ3棟108戸（同実績なし）の引渡しを行っております。

また、原価管理及び施工管理の徹底とさらなる原価管理に努め、前期比で利益率が向上しました。その結果、売上高8,573,388千円（前期比31.2%増）、セグメント利益939,802千円（同74.6%増）となりました。

(不動産事業)

不動産事業につきましては、短期保有目的の不動産の販売を6件（同2件）、土地売りを2件（同1件）行ったほか、その他附帯事業として不動産販売の仲介等を行いました。その結果、売上高1,580,530千円（前期比127.0%増）、セグメント利益30,314千円（同75.0%減）となりました。前期比で、売上高が増加したものの、利益額が減少しておりますが、これは前期において利益率の高い土地売りの販売があったためであります。

(2) 設備投資の状況

特筆すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにおきましては、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策などを背景に緩やかな回復基調が続くものと期待されますが、海外経済においては、中国をはじめとする新興国経済の減速や資源国における景気低迷、米国新政権の今後の政策内容、英国の欧州連合（EU）離脱の影響による欧州経済の不安定化など、先行き不透明な状況にあり、わが国の景気を下押しするリスクには留意が必要な状況であります。

建設業界においては、公共投資は横ばいに推移するとみられるものの、堅調な民間設備投資によって建設需要は引き続き底堅く推移することが期待されております。一方で、原材料の高騰や労務費の逼迫などにより、建設コストの上昇が懸念されており、競合他社との厳しい受注競争が予想されます。

こうした状況の中、当社は、生産性の向上・原価意識の向上に努め、さらなるコストダウンを図ります。また、中期経営目標「売上200億円企業のビジネスモデルの確立」の達成に向けて、知名度・ブランド力の向上のためにテレビCMの放映など広告宣伝活動に引き続き注力いたします。

一般建築請負においては、当期に達成した「建築請負受注高100億円」を一過性のものとすることなく、組織体制の確立と安定的な受注が期待できるマンションデベロッパーへの営業活動を精力的に行い、新規開拓を図ります。また、関西地区では、訪日外国人旅行者数の急増を背景にホテル需要が高まっており、ホテルの建設市場も好調な状況にあります。このような状況の中、当社は、一般建築請負及びマンションの建設販売で培った経験を活かすことのできる、ホテル建設の受注活動を積極的に行ってまいります。また、自社ホテル事業拡大のため、新たなホテル用地の取得も計画しております。

マンションの建設販売においては、引き続きワンルームマンション・ファミリーマンションの分譲用地の仕入活動を精力的に行い、ワンルーム販売業者及び個人顧客へ安定した供給を目指します。特にワンルームマンションに関しては、引き続き、1棟売りによる専有卸を目的として、投資用マンションの需要が高い大阪市を中心として積極的に用地仕入を行うとともに、販売先であるワンルーム販売業者への企画・開発の提案を行い、供給棟数の拡大を図ります。

戸建分譲事業においては、供給棟数の拡大と新規店舗出店を見据えて、引き続き阪神間・北摂エリアを中心に用地仕入活動及び業者開拓を行い、「同じ家は、つくらない。」にこだわった付加価値の高い住宅を供給する考えです。また、事業回転期間の短縮を図り、事業効率・収益性の向上に努めてまいります。

不動産賃貸管理事業においては、安定的な収益確保のため、引き続き、入居率・稼働率向上に向けて営業活動に努めます。さらに、当期に開業した「メルディアホテル京都二条」の運営を通じ、ホテル運営のノウハウ蓄積に努め、将来のホテル事業拡大に備えてまいります。

以上のことにより、次期の売上高は20,500百万円、営業利益1,375百万円、経常利益1,250百万円、当期純利益815百万円を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 平成26年 3 月期	第 22 期 平成27年 6 月期	第 23 期 平成28年 6 月期	第 24 期 平成29年 6 月期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	2,173,679	8,072,483	10,191,275	14,501,957
経 常 利 益 (千円)	16,465	240,301	707,488	1,036,498
当 期 純 利 益 (千円)	15,870	315,268	578,087	721,012
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	6.31	118.50	189.96	236.93
総 資 産 (千円)	2,480,864	5,020,369	9,378,261	10,837,514
純 資 産 (千円)	542,342	1,074,162	1,653,362	2,367,630
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	213.86	352.97	543.30	778.02

- (注) 1. 第22期(平成27年6月期)より連結計算書類を作成しておりません。そのため、上記推移につきましても、第21期につきましては単体ベースを記載しております。また、第22期は、平成26年4月1日から平成27年6月30日までの15ヶ月の変則決算となっております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
3. 平成25年10月1日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。また、平成28年10月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社三栄建築設計（以下「三栄建築設計」といいます。）で、同社は当社の株式を1,820,600株（議決権比率59.82%）保有いたしております。

取引関係については、市場価格等を勘案して交渉の上、一般的な取引条件に基づき決定しております。そのため、当社の利益を害することはないと、当社の取締役会は判断しております。三栄建築設計との人的関係については、役員の兼任等、経営ノウハウ及び技術の共有化等を目的として受入れを、適宜行っております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、総合建設業として設計・施工を行っており、兼業事業として不動産業、不動産賃貸業も行っております。

建設業許可 国土交通大臣（特-26）第 25611 号
一級建築士事務所登録 大阪府知事（イ）第 24806 号
宅地建物取引業者免許 国土交通大臣（1）第 8496 号
賃貸住宅管理業者登録 国土交通大臣（1）第 2695 号

(8) 主要な営業所

- ① 本社 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号
ソーラ新大阪21 9階
- ② 京都本店 京都府京都市山科区柳辻中在家町8番地1
- ③ 滋賀支店 滋賀県東近江市妙法寺町880番地7

(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
98名	14名増	39歳	5年2ヶ月

（注）従業員数には、使用人兼務取締役、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 新 銀 行 東 京	千円 1,450,000
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	1,015,000
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	641,000
株 式 会 社 大 正 銀 行	625,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
(2) 発行済株式の総数 3,227,200株（自己株式184,040株を含む）
(3) 株主数 522名

(注) 平成28年8月26日開催の取締役会において、平成28年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で分割しております。これにより、発行可能株式総数は8,000,000株に、発行済株式の総数は、3,227,200株となりました。

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 三 栄 建 築 設 計	株 1,820,600	% 59.82
佐 藤 宏 樹	195,500	6.42
村 田 直 樹	170,000	5.58
佐 藤 友 亮	80,000	2.62
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	60,200	1.97
カ プ ド ッ ト コ ム 証 券 株 式 会 社	49,800	1.63
三 菱 U F J モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券 株 式 会 社	37,200	1.22
楽 天 証 券 株 式 会 社	31,900	1.04
山 下 博	30,600	1.00
真 鍋 正 二	30,200	0.99

- (注) 1. 当社は、自己株式184,040株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	小 池 信 三	株式会社三栄建築設計 代表取締役社長 株式会社三建アーキテクト 代表取締役社長 株式会社湘南ベルマーレ 取締役
取 締 役	谷 口 茂 雄	管理技術本部長
取 締 役	磯 部 善 男	工事本部長
取 締 役	青 山 志 行	営業本部長 株式会社三栄建築設計 執行役員名古屋営業本部長
取 締 役	丸 田 修 巳	
取 締 役	吉 川 和 男	株式会社三栄建築設計 取締役執行役員管理本部長 株式会社ブロスエーレ 代表取締役社長 株式会社湘南ベルマーレ 取締役
取 締 役	岡 橋 成 泰	株式会社イグレック・プリュス 代表取締役社長
取 締 役	田 中 一 也	不動産建築営業部長
取 締 役	吉 野 誠 治	
常 勤 監 査 役	楠 下 庄 三	
監 査 役	小 池 裕 樹	弁護士 さくら法律事務所 代表弁護士 モリ工業株式会社 社外取締役 ミートフーズサービス株式会社 監査役
常 勤 監 査 役	石 田 勝 美	

- (注) 1. 吉野誠治氏は、社外取締役であります。
2. 楠下庄三氏、小池裕樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役楠下庄三氏は、長きにわたり経理・財務部門の業務に従事し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役小池裕樹氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
5. 取締役岡橋成泰氏は、平成28年12月25日に辞任いたしました。なお、当該取締役の担当及び重要な兼職の状況は退任時の状況であります。
6. 当社は、取締役吉野誠治氏、監査役楠下庄三氏、監査役小池裕樹氏の3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役吉野誠治氏、監査役石田勝美氏、社外監査役楠下庄三氏、社外監査役小池裕樹氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する額としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9 名 (1 名)	15,600千円 (1,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	8,280千円 (4,680千円)
計	12名	23,880千円

(注) 1. 役員報酬限度額

①取締役

年額300,000千円以内。ただし、この報酬限度額には使用人兼務取締役の使用人給与分を含んでおりません。

(平成17年6月24日株主総会決議による)

②監査役

年額20,000千円以内。

(平成26年6月26日株主総会決議による)

2. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与含む）として30,400千円を支給しております。

3. 当期末の取締役の員数は8名であります。上記の取締役の員数と相違しているのは、平成28年12月25日付で辞任により退任した取締役が1名含まれるためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては 11頁に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	吉 野 誠 治	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、警察官としての豊富な経験及び民間企業でコンプライアンス全般に係る業務に従事した経験から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	楠 下 庄 三	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、また監査役会14回のうち14回に出席し、長きにわたり経理・財務部門の業務に従事した経験から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	小 池 裕 樹	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回、また監査役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 優成監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から入手した情報に基づき、会計監査人の当事業年度の「監査計画」の内容についてその適切性・妥当性を検討するとともに、当該監査計画における「監査時間」と「報酬単価」について会計監査人と協議を重ねたうえで、会計監査人の報酬等の額が妥当であると認められたことから同意したものであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役会の決議をもって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の継続監査年数などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

5. 会社の体制及び方針

(1) 会社の経営の基本方針

- ① 当社は、人々のライフスタイルやライフステージに合った、自由かつ自然な営みができる生活空間の提案と供給ができる企業を目指し、安全性、耐久性、機能性を高める構造物を提供することを通じて、優れた社会資本の整備に役立つことにより、広く社会に貢献することを経営理念としています。
- ② 当社は、低採算の時代に収益性を重視した堅実経営により、健全な財務体質と経営の自主性を維持してまいりました。今後とも環境の変化に対応する強力な企業基盤を確立してまいります。
- ③ 事業の拡大に向け、新しい事業領域への進出を図るなど、積極的に事業の開発に取り組みながら、収益源の多様化を図ってまいります。
- ④ 透明性の高い経営体制の構築とコーポレート・ガバナンスの充実を一層強化し、継続的に取り組んでまいります。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営の基本方針である経営理念を深く浸透させ、法令等を遵守する体制の構築を、経営の最重要課題の一つとして位置づける。
- ② コンプライアンスに関する行動規範・倫理規範を遵守し、取締役及び使用人が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえて業務遂行にあたるよう、全体会議等を通じ、研修・指導を図る。
- ③ コンプライアンス等に関する情報については、社内通報制度である内部通報規程を有効に活用することにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努める。
- ④ 当社は反社会的な勢力や団体に対して毅然とした態度・行動で臨み、一切の関係を持たず、なんらの利益供与も行わない。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 職務の遂行に係る文書の保存及び管理については、法令及び文書管理規程等の社内規程に従い、適切に行う。
- ② 情報の保存及び管理については、情報管理規程・インサイダー取引防止規程・個人情報保護規程等の社内規程に基づき、適切に行う。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、リスク管理規程に基づき総合的にリスク管理に対応する。
- ② 問題点・課題等については、適宜取締役会・全体会議等にて審議・検討を行い、リスクマネジメントに反映させる。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務権限及び責任を明確にするとともに、取締役会規程に基づき定例の取締役会を毎月一回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項の決定を行うとともに取締役の業務執行状況の管理監督を行う。
- ② 業務運営については、中長期経営計画、各年度予算を策定して、取締役の職責をより明確にし、具体的な目標設定・対策・立案のもと業務遂行を図る。

(6) 当社並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、取締役会・監査役会設置会社として、自立性・自発性・独立性を発揮する。
- ② 当社の管理部門については、グループ会社と連携を深めつつ、業務遂行にあたる。
- ③ 内部統制については、グループ会社と連携を深めグループ全体のコンプライアンスの実効性を高める。
- ④ 監査役は、定期的に親会社の監査役・監査役会との情報交換を図り、グループ全体の監査の実効性を高める。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、合理的な範囲で配置する。
- ② 監査役補助者の任命・異動・人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前同意を要し、取締役会からの独立性を確保するものとする。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従い、指示を実行するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項及び重要な社内情報等を速やかに監査役に報告する。
- ② 当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ③ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書等を閲覧し、いつでも取締役及び使用人から説明を求めることができる。
- ④ 監査役は、監査役会規程に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門とも緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成に努めるものとする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、下記の取り組みを実施しております。

- ① 取締役会は取締役及び社員等が共有する全社的な目標を定めております。また、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署毎の具体的目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取締役会及び管理職会議で報告しております。
- ② コンプライアンス委員会を開催し、経営上のリスクに関する報告及び協議を行い、その管理状況を確認いたしました。また、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。
- ③ 取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。
- ④ 取締役会には監査役が出席し、取締役の職務執行等につき意見を述べ、常に監視できる体制を整えております。また、代表取締役社長は監査役との間で定期的に意見交換を行っております。
- ⑤ 監査役、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部監査の実施を目指しております。
- ⑥ 内部監査室が作成した内部監査計画書に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,731,457	流 動 負 債	6,128,004
現 金 及 び 預 金	2,268,506	工 事 未 払 金	473,234
受 取 手 形	8,160	不 動 産 事 業 未 払 金	570,491
完 成 工 事 未 収 入 金	1,407,185	短 期 借 入 金	2,499,000
不 動 産 事 業 未 収 入 金	81,114	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	1,334,300
未 成 工 事 支 出 金	29,195	1 年 内 償 還 予 定 社 債	40,000
販 売 用 不 動 産	2,045,167	リ ー ス 債 務	5,382
仕 掛 販 売 用 不 動 産	3,823,770	未 払 金	63,299
前 払 費 用	35,405	未 払 法 人 税 等	34,656
繰 延 税 金 資 産	64,188	未 払 消 費 税 等	168,744
そ の 他	16,312	未 成 工 事 受 入 金	45,423
貸 倒 引 当 金	△47,548	不 動 産 事 業 受 入 金	518,822
固 定 資 産	1,106,056	預 り 金	127,035
有 形 固 定 資 産	960,646	前 受 収 益	154,505
建 物	480,952	賞 与 引 当 金	17,410
構 築 物	708	完 成 工 事 補 償 引 当 金	51,495
車 両 運 搬 具	1,418	工 事 損 失 引 当 金	11,730
工 具、器 具 及 び 備 品	8,395	そ の 他	11,823
土 地	352,476	固 定 負 債	649
リ ー ス 資 産	116,694	社 債	2,341,879
無 形 固 定 資 産	13,431	長 期 借 入 金	540,000
ソ フ ト ウ ェ ア	12,097	リ ー ス 債 務	1,396,000
電 話 加 入 権	1,333	長 期 前 受 収 益	124,044
投資その他の資産	131,978	退 職 給 付 引 当 金	32,681
長 期 前 払 費 用	10,938	預 り 保 証 金	44,785
差 入 保 証 金	87,688	長 期 未 払 金	84,876
繰 延 税 金 資 産	23,459	関 係 会 社 長 期 未 払 金	4,170
長 期 貸 付 金	7,457	資 産 除 去 債 務	105,938
そ の 他	21,761	そ の 他	8,746
貸 倒 引 当 金	△19,327	負 債 合 計	8,469,884
資 産 合 計	10,837,514	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	2,367,928
		資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	656,113
		資 本 準 備 金	360,806
		そ の 他 資 本 剰 余 金	295,306
		利 益 剰 余 金	1,646,806
		利 益 準 備 金	13,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,633,806
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,633,806
		自 己 株 式	△34,991
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△298
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△298
		純 資 産 合 計	2,367,630
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,837,514

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年 7 月 1 日から)
(平成29年 6 月 30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	14,501,957
売 上 原 価	12,506,219
売 上 総 利 益	1,995,738
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	858,106
営 業 利 益	1,137,631
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	19
受 取 手 数 料	175
受 取 損 害 金	27,386
そ の 他	8,067
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	104,058
支 払 保 証 料	6,757
融 資 等 手 数 料	14,739
そ の 他	11,227
経 常 利 益	1,036,498
税 引 前 当 期 純 利 益	1,036,498
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	264,142
法 人 税 等 調 整 額	51,343
当 期 純 利 益	721,012

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年7月1日から）
（平成29年6月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成28年7月1日残高	395,306	360,806	—	360,806
事業年度中の変動額				
資本金から剰余金への振替	△295,306		295,306	295,306
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	△295,306	—	295,306	295,306
平成29年6月30日残高	100,000	360,806	295,306	656,113

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
		繰越利益剰余金	
平成28年7月1日残高	13,000	920,401	933,401
事業年度中の変動額			
資本金から剰余金への振替			—
剰余金の配当		△7,607	△7,607
当期純利益		721,012	721,012
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			—
事業年度中の変動額合計	—	713,404	713,404
平成29年6月30日残高	13,000	1,633,806	1,646,806

	株 主 資 本	
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成28年7月1日残高	△34,991	1,654,523
事業年度中の変動額		
資本金から剰余金への振替		—
剰余金の配当		△7,607
当期純利益		721,012
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—
事業年度中の変動額合計	—	713,404
平成29年6月30日残高	△34,991	2,367,928

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成 28 年 7 月 1 日 残 高	△1,161	△1,161	1,653,362
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
資本金から剰余金への振替			—
剰 余 金 の 配 当			△7,607
当 期 純 利 益			721,012
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	863	863	863
事業年度中の変動額合計	863	863	714,267
平成 29 年 6 月 30 日 残 高	△298	△298	2,367,630

（注） 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 8 月22日

シード平和株式会社
取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 須 永 真 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 好 慧 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シード平和株式会社の平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との利益相反取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年8月24日

シード平和株式会社 監査役会
常勤監査役 楠下 庄三 ㊞
監査役 小池 裕樹 ㊞
常勤監査役 石田 勝美 ㊞

(注) 監査役楠下庄三、小池裕樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、安定した株主配当を基本とし、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に対応した配当を継続していくことを経営の重要課題の一つとして認識することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金2.5円
総額7,607,900円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年9月25日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数
1	こ い け し ん ぞ う 小 池 信 三 (昭和43年 5月13日)	平成2年4月 武蔵野リハウス株式会社（現三井不動産リアルティ株式会社）入社 平成5年9月 有限会社三栄コーポレーション（現株式会社三栄建築設計）設立 代表取締役社長（現任） 平成11年6月 株式会社三建興産 取締役 平成15年9月 三絆地所株式会社 代表取締役 平成24年10月 株式会社三建アーキテクト 代表取締役社長（現任） 平成26年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成28年1月 株式会社湘南ベルマーレ 取締役（現任）	900株
2	た に ぐ ち し げ お 谷 口 茂 雄 (昭和34年 2月13日)	昭和55年11月 株式会社奥田組入社 平成18年11月 同社大阪支社建築第一部長 平成20年10月 同社大阪支店建築部長 平成22年4月 同社大阪支店長兼技術部長 平成24年4月 同社技術部長 平成26年6月 当社取締役管理技術本部長（現任）	100株
3	い そ べ よ し お 磯 部 善 男 (昭和32年 1月23日)	昭和52年3月 平和建設株式会社入社 平成19年12月 同社建築部長 平成20年12月 同社取締役建築部長 平成21年12月 同社建築部長 平成22年3月 同社取締役建築部長 平成24年4月 同社取締役工事部長 平成26年6月 当社取締役工事本部長（現任）	一株
4	あ お や ま と も ゆ き 青 山 志 行 (昭和45年 1月26日)	平成元年8月 株式会社フクシン入社 平成3年5月 大徳運送株式会社入社 平成14年7月 株式会社三栄建築設計入社 平成19年3月 同社横浜支店長 平成21年9月 同社浦和支店長 平成23年10月 同社名古屋支店長 平成24年9月 同社執行役員名古屋営業本部長（現任） 平成25年6月 当社取締役営業本部長（現任） 平成25年6月 平和建設株式会社取締役	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	きつ かわ かず お 吉 川 和 男 (昭和30年10月1日)	昭和54年4月 三洋証券株式会社入社 平成10年6月 勸角証券株式会社（現みずほ証券株式 会社）入社 平成13年2月 エンゼル証券株式会社（現株式会社エ ンゼル総研）入社 平成18年5月 株式会社トラディス （現株式会社イントゥワン）取締役 平成18年6月 シーグランド株式会社監査役 平成18年10月 株式会社三栄建築設計入社 管理部長代理 平成18年11月 同社取締役管理部長 平成24年9月 同社取締役執行役員管理本部長（現 任） 平成24年10月 株式会社三建アーキテクト 監査役 平成25年6月 当社取締役（現任） 平成25年6月 平和建設株式会社取締役 平成28年1月 株式会社湘南ベルマーレ 取締役（現任） 平成28年9月 株式会社プロスエーレ 代表取締役社長（現任）	一株
6	た なか かず や 田 中 一 也 (昭和37年12月6日)	昭和60年4月 株式会社クリプトン入社 昭和61年10月 京都ヤマト運輸株式会社（現ヤマト運 輸株式会社）入社 平成2年2月 飛栄不動産株式会社入社 平成3年1月 田中工業所家業に従事 平成14年5月 平和奥田株式会社入社 平成19年10月 同社東京支店長 平成21年7月 同社建築営業部長 平成22年4月 平和建設株式会社（現シード平和株式 会社）建築営業本部長 平成26年7月 当社営業本部建築営業部長 平成27年8月 当社営業本部不動産建築営業部長 平成27年9月 当社取締役営業本部 不動産建築営業部長 平成29年8月 当社取締役営業本部 大阪不動産建築営業部長 兼京都不動産建築営業部長（現任）	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	よしの せいじ 吉 野 誠 治 (昭和21年11月17日)	昭和44年 4 月 大阪府警察官任官 昭和53年 4 月 大阪府警察本部刑事部 捜査第4課主任 平成5年 3 月 近畿管区警察学校 刑事教官 平成13年 3 月 大阪府警察本部刑事部捜査第4課 総括・企業暴力犯担当管理官 平成17年 3 月 大阪府河内長野警察署副署長 平成19年 4 月 新光証券株式会社（現みずほ証券株式 会社）入社 総務部兼コンプライアンス統括部顧客 審理室担当部長 平成27年 9 月 当社社外取締役（現任）	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小池信三氏は、当社の親会社であります株式会社三栄建築設計の代表取締役であります。
3. 株式会社三栄建築設計は、当社の特定関係事業者であり、小池信三氏及び吉川和男氏は同社の業務執行者であります。
4. 吉野誠治氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長きにわたり大阪府警察職員として勤務し、コンプライアンスにおける知見や経験を活かし新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）の総務部兼コンプライアンス統括部に所属し、コンプライアンス全般に係る業務に携わったことにより、豊富な専門的見地からの知識と幅広い知見を有しております。よって、その経験を当社の経営に活用することで、当社のコーポレート・ガバナンスをさらに充実したものにすることが可能であると判断したためであります。同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 吉野誠治氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結をもって2年となります。当社は、同氏との間で会社法第427条第1項及び現行定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項の各号に定める金額の合計額を上限とする旨の契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、吉野誠治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員といたします。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 する 当社の株式数
1	くす した しょう ぞう 楠 下 庄 三 (昭和21年9月8日)	昭和40年3月 武田薬品工業株式会社入社 平成13年4月 株式会社近江屋入社 業務部長 平成15年10月 インターサイト・ナノサイエンス株式 会社（現インタープロテイン株式会 社）入社 財務部長 平成16年7月 同社取締役管理本部長 平成23年6月 当社社外監査役（現任）	100株
2	こ いけ ひろ き 小 池 裕 樹 (昭和46年3月6日)	平成12年4月 弁護士登録 さくら法律事務所入所 平成16年1月 同所代表弁護士（現任） 平成17年6月 モリ工業株式会社 社外監査役 平成23年6月 当社社外監査役（現任） 平成27年6月 ミートフーズサービス株式会社 監査役（現任） 平成28年6月 モリ工業株式会社 社外取締役（現任）	100株
※ 3	こ にし かず なり 小 西 一 成 (昭和45年1月3日)	平成10年10月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監 査法人）入社 平成14年6月 公認会計士登録 平成18年2月 清友監査法人入社 平成22年6月 税理士登録 平成24年8月 株式会社エアーズ経営研究所 取締役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 各候補者は社外監査役候補者であります。
4. 楠下庄三氏及び小池裕樹氏は現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ6年3ヶ月であります。
5. 各候補者を、社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- 楠下庄三氏につきましては、長きにわたり経理・財務部門の業務に従事し財務及び経理に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。また、同氏が職務を適切に遂行できると判断した理由は、前述の実務経験を有すること等を総合的に勘案したものであります。
- 小池裕樹氏につきましては、弁護士として専門的な知識・経験等を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。また、同氏が職務を適切に遂行できると判断した理由は、前述の弁護士としての専門的な知識・経験等を総合的に勘案したものであります。
- 小西一成氏につきましては、公認会計士・税理士として専門的な知識・経験等を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。また、同氏が職務を適切に遂行できると判断した理由は、前述の公認会計士・税理士としての専門的な知識・経験等を総合的に勘案したものであります。
6. 楠下庄三氏及び小池裕樹氏は現在当社の社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は両氏との間で会社法第427条第1項及び現行定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項の各号に定める金額の合計額を上限とする旨の契約を締結しております。両氏が再任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は小西一成氏の選任が承認可決された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。また、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び現行定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項の各号に定める金額の合計額を上限とする旨の契約を締結する予定であります。

以 上

[illegible]

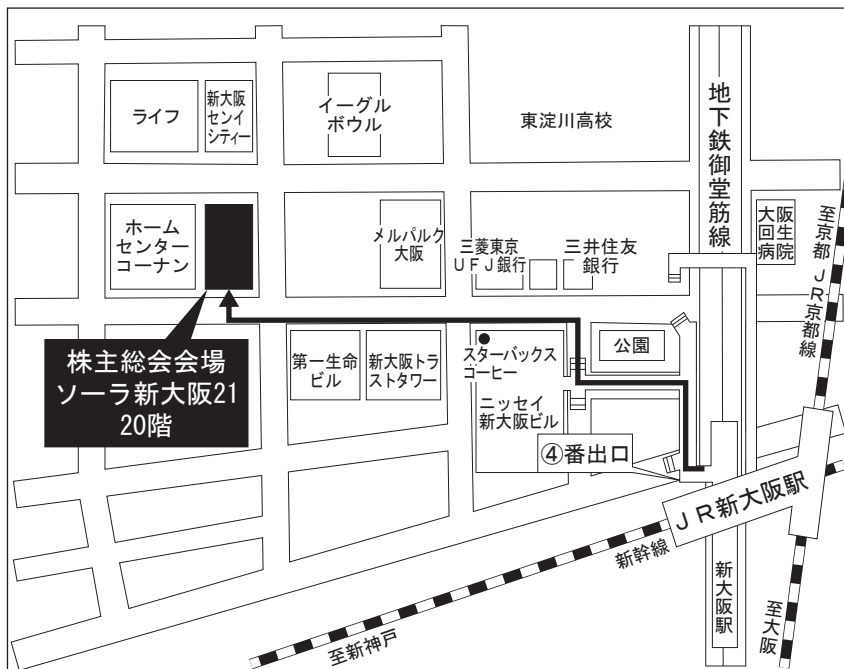
株主総会会場ご案内略図

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号

ソーラ新大阪21 20階 会議室

電話番号 06-4866-5388

会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようにご注意ください。



■最寄交通機関

【JR新大阪駅をご利用の場合】

改札を出て、北口のエスカレーターを降り、地下鉄御堂筋線連絡口を直進し、地下鉄御堂筋線新大阪駅の④番出口より順路に沿ってお越しください。

【地下鉄御堂筋線新大阪駅をご利用の場合】

地下鉄ホームのAまたはB階段を降り、④番出口より順路に沿ってお越しください。